

参 考 資 料

道府県税の概要①

税目	課税標準	税率	収入見込額(H25)
道府県民税(直)	均等割(個人・法人)…定額課税	個人…1,000円 (ただし、平成26年度から平成35年度まで1,500円) 法人…2万円～80万円	個人均等割 595億円 所得割 45,672億円 法人均等割 1,341億円 法人税割 5,459億円 利子割 1,180億円 配当割 769億円 株式等譲渡 所得割 137億円 計 55,153億円 (39.7%)
	所得割(個人)…前年の所得	4/100 (分離課税が適用される所得に係る特例あり)	
	法人税割(法人)… 法人税額又は個別帰属法人税額	5/100	
	利子割(個人)… 支払を受けるべき利子等の額 (ただし、平成27年12月31日まで法人も課税対象)	5/100	
	配当割(個人)… 支払を受ける一定の上場株式等 に係る配当等の額	5/100 (ただし、平成16年1月1日から平成25年12月31日 まで3/100)	※()は構成比
	株式等譲渡所得割(個人)… 源泉徴収口座内の株式等の譲渡 による所得	5/100 (ただし、平成16年1月1日から平成25年12月31日 まで3/100)	
事業税(直)	個人…前年の所得	3/100～5/100	個人 1,678億円 法人 23,431億円 計 25,109億円 (18.1%)
	法人…付加価値額、資本金等の額、 所得又は収入金額	外形標準課税対象法人 付加価値割 0.48/100 資本割 0.2/100 所得割 3.8/100～7.2/100 ※(1.5/100～2.9/100) 所得課税法人 所得割 5/100～9.6/100 ※(2.7/100～5.3/100) 収入金額課税法人 収入割 1.3/100 ※(0.7/100) ※()内の税率は、平成20年10月1日以降に 開始する事業年度に適用	
地方消費税(間)	譲渡割…課税資産の譲渡等に係る消費 税額から仕入等に係る消費税 額等を控除した消費税額 貨物割…課税貨物に係る消費税額	25/100	譲渡割 19,280億円 貨物割 7,370億円 計 26,650億円 (19.2%)

道府県税の概要②

税目	課税標準	税率	収入見込額(H25)
不動産取得税(間)	取得した不動産の価格	4/100 (ただし、住宅及び土地は平成18年4月1日から平成27年3月31日まで3/100)	3,304億円 (2.4%)
道府県たばこ税(間)	製造たばこの本数	1,000本につき1,504円(旧3級品は、1,000本につき716円) (ただし、平成25年4月1日から1,000本につき860円(旧3級品は、1,000本につき411円))	1,710億円 (1.2%)
ゴルフ場利用税(間)	—	1人1日につき800円(標準税率)	486億円 (0.3%)
自動車取得税(間)	自動車の取得価額	3/100 (ただし、当分の間、自家用自動車(軽自動車を除く)…5/100)	1,900億円 (1.4%)
軽油引取税(間)	軽油の数量	1klにつき15,000円 (ただし、当分の間、1klにつき32,100円)	9,233億円 (6.6%)
自動車税(直)	—	例 自家用乗用車(1,000cc超1,500cc以下) …年額34,500円	15,497億円 (11.1%)
鉱区税(直)	鉱区の面積	例 砂鉱以外の採掘鉱区 100アールごとに年額400円	4億円 (0.0%)
固定資産税(特例分等)(直)	市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき額を超える部分の金額	1.4/100	18億円 (0.0%)
狩猟税(直)	—	例 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者につき16,500円	16億円 (0.0%)
水利地益税(直)	価格又は面積	任意税率	— (—)

- (注) 1. 税目の欄中、(直)は直接税、(間)は間接税等である。
 2. 収入見込額(H25)は、平成25年度地方財政計画における収入見込額である。
 3. 表中の税率等は、平成25年度税制改正によるものを含む。

市町村税の概要

税目	課税標準	税率	収入見込額(H25)
市町村民税(直)	均等割(個人・法人)…定額課税	個人…3,000円 (ただし、平成26年度から平成35年度まで3,500円) 法人…5万円～300万円	個人均等割 1,782億円 所得割 68,477億円 法人均等割 3,915億円 法人税割 13,921億円 計 88,095億円 (43.8%) ※()は構成比
	所得割(個人)…前年の所得	6/100 (分離課税が適用される所得に係る特例あり)	
	法人税割(法人)… 法人税額又は個別帰属法人税額	12.3/100	
固定資産税(直)	価格	1.4/100	85,968億円 (42.7%)
軽自動車税(直)	—	例 4輪以上の自家用軽乗用車 …年額7,200円	1,852億円 (0.9%)
市町村たばこ税(間)	製造たばこの本数	1,000本につき4,618円 (旧3級品は、1,000本につき 2,190円) (ただし、平成25年4月1日から1,000本につき5,262円(旧3級品は、1,000本につき2,495円))	9,738億円 (4.8%)
鉱産税(直)	鉱物の価格	1/100(標準税率)	18億円 (0.0%)
特別土地保有税(直)	土地の取得価額	土地に対する課税 1.4/100 土地の取得に対する課税 3/100	13億円 (0.0%)
入湯税(間)	入湯客数	1人1日につき150円	220億円 (0.1%)
事業所税(直)	資産割…事業所床面積	1㎡につき600円	3,542億円 (1.8%)
	従業者割…従業者給与総額	0.25/100	
都市計画税(直)	価格	0.3/100(制限税率)	11,988億円 (6.0%)
水利地益税(直)	価格又は面積	任意税率	0億円 (0.0%)
共同施設税(直)	共同施設の利益状況を考慮して市町村が条例で定める	任意税率	— (—)
宅地開発税(直)	宅地の面積	任意税率	— (—)

- (注) 1. 税目の欄中、(直)は直接税、(間)は間接税等である。
 2. 収入見込額(H25)は、平成25年度地方財政計画における収入見込額である。
 3. 固定資産税には国有資産等所在市町村交付金を含む。
 4. 表中の税率等は、平成25年度税制改正によるものを含む。

税交付金の概要

名称	利子割交付金	配当割交付金	株式等譲渡所得割交付金	地方消費税交付金	ゴルフ場利用税交付金	自動車取得税交付金	軽油引取税交付金
総額	0.99 × 3/5 <small>(利子割還付額等を控除)</small>	0.99 × 3/5	0.99 × 3/5	1 / 2	7/10	0.95 × 7/10 <small>(上記の他、指定都市に対し加算)</small>	0.9 × 指定都市の区域内にある一般国道等※の面積に占める割合
交付団体	市町村 (特別区含む)	市町村 (特別区含む)	市町村 (特別区含む)	市町村 (特別区含む)	ゴルフ場 所在市町村 (特別区含む)	市町村 (特別区含む)	指定都市
交付基準	当該市町村の個人道府県民税額 ／ 各都道府県の個人道府県民税額合計	当該市町村の個人道府県民税額 ／ 各都道府県の個人道府県民税額合計	当該市町村の個人道府県民税額 ／ 各都道府県の個人道府県民税額合計	1 / 2 人口 1 / 2 従業者数	各市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税額	1 / 2 市町村道の延長 1 / 2 市町村道の面積	指定都市の区域内の一般国道等の面積 ／ 都道府県の一般国道等の面積合計
収入見込額(H25) (百万円)	60,467	45,674	8,146	1,321,047	34,190	130,719	123,585

※ 一般国道等とは、一般国道・高速自動車国道・都道府県道（指定都市等がその管理について経費を負担しないもの等を除く。）をいう。以下同じ。

地方譲与税の概要

譲与税目	地方揮発油譲与税	石油ガス譲与税	自動車重量 譲与税	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	地方法人特別 譲与税
譲与総額	全額	1 / 2	1 / 3 〔当分の間、 407/1,000〕	2 / 13 〔平成23～25年度 の間、2/9〕	全額	全額
譲与団体	都道府県 市町村（特別区含む）	都道府県 指定都市	市 町 村 （特別区含む）	空港関係市町村 （特別区含む） 空港関係都道府県	開港所在市町村 （都は市とみなす）	都道府県
譲与基準 〔その他 補正等 あり〕	○都道府県・指定都市 （58/100）※ 1 / 2 一般国道等の延長 1 / 2 一般国道等の面積 ○市町村（42/100） 1 / 2 市町村道の延長 1 / 2 市町村道の面積	1 / 2 一般国道等の延長 1 / 2 一般国道等の面積	1 / 2 市町村道 の延長 1 / 2 市町村道 の面積	○市町村（4 / 5） 1 / 3 着陸料収入額 2 / 3 騒音が著しい 地区内の世帯 数 ○都道府県（1 / 5） 市町村の譲与基準 により算定した額	開港への入港に係 る特別とん税の収 入額	1 / 2 人口 1 / 2 従業者数
収入 見込額 (H25) (百万円)	275,600	11,000	269,600	14,000	12,500	1,764,300

※ 地方揮発油譲与税は、前年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額が基準財政需要額を超える都道府県・指定都市については、本来の譲与額から、当該超過額の10分の2に相当する額又は本来の譲与額の3分の2に相当する額のいずれか少ない額を控除して譲与する。

指定都市に係る税制の特例の概要

○事業所税

指定都市等は、目的税として、事業所税を課するものとされている。

○旧道路特定財源

- ・自動車取得税交付金 市町村道分に加え、区域内の一般国道等分を加算して交付。
- ・軽油引取税交付金 指定都市のみに、区域内の一般国道等を対象に交付。
- ・地方揮発油譲与税 市町村道分に加え、都道府県と同じく、区域内の一般国道等分を交付。
- ・石油ガス譲与税 都道府県と同じく、区域内の一般国道等分を交付。

名称	自動車取得税交付金	軽油引取税交付金	地方揮発油譲与税	石油ガス譲与税
総額	自動車取得税収入額×0.95×7/10 上記の他、指定都市に対し加算	軽油引取税収入額×0.9 ×指定都市の区域内にある一般 国道等の面積に占める割合	地方揮発油税収入額の 全額	石油ガス税収入額の 1/2
交付団体 ・ 譲与団体	市町村 (特別区含む)	指定都市	都道府県 市町村(特別区含む)	都道府県 指定都市
交付基準 ・ 譲与基準	1/2市町村道の延長 1/2市町村道の面積 <指定都市への加算> 自動車取得税収入額×0.95×3/10 指定都市の区域内の 一般国道等の延長・面積 × $\frac{\text{指定都市の区域内の一般国道等の延長・面積}}{\text{都道府県の区域内の一般国道等の延長・面積合計}}$	指定都市の区域内の 一般国道等の面積 都道府県の区域内の 一般国道等の面積合計	○都道府県・指定都市 (58/100) ※ 1/2一般国道等の延長 1/2一般国道等の面積 ○市町村(42/100) 1/2市町村道の延長 1/2市町村道の面積	1/2一般国道等の延長 1/2一般国道等の面積

※ 地方揮発油譲与税は、前年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額が基準財政需要額を超える都道府県・指定都市については、本来の譲与額から、当該超過額の10分の2に相当する額又は本来の譲与額の3分の2に相当する額のいずれか少ない額を控除して譲与する。

<参考>事業所税の概要

ア 意義

事業所税は、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税である。

イ 課税団体 76団体（平成25年4月1日現在）

- ① 東京都（特別区の存する区域に限る。）
- ② 地方自治法第252条の19第1項の市（20市）
- ③ ②以外の市で、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市（8市）
- ④ ②及び③以外の市で、人口30万以上の市で政令で指定するもの（47市）
（事業所税創設時（昭和50年）は人口50万人以上の市。昭和51年改正で人口30万人に引下げ。）

ウ 納税義務者等

	納税義務者	課税標準	税率	免税点
・ 資産割	事業者	事業所床面積	600円/m ²	1,000m ² 以下
・ 従業者割	事業者	従業者給与総額	100分の0.25	100人以下

エ 税 収（平成23年度決算額）

資産割 2,459億円(72.5%)、従業者割 931億円(27.5%)、合計 3,390億円

※平成23年度に収入済額があった77団体を集計したもので、青森市(平成25年4月1日課税団体指定取消)を含む。

オ 使 途

次に掲げる事業に要する費用

- (ア) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (イ) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (ウ) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (エ) 河川その他の水路の整備事業
- (オ) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (カ) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (キ) 公害防止に関する事業
- (ク) 防災に関する事業
- (ケ) その他、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

指定都市の税収等の状況（平成23年度決算）

(単位:百万円)

道府県	団体名	歳入	うち一般財源				
			うち市町村税	うち個人住民税			うち固定資産税
				うち個人住民税	うち法人住民税	うち固定資産税	
北海道	札幌市	834,810	459,998	277,128	89,891	26,001	111,825
宮城県	仙台市	591,223	298,225	158,485	48,188	21,417	62,344
埼玉県	さいたま市	447,097	270,248	217,600	84,497	22,488	80,433
千葉県	千葉市	370,883	228,927	170,415	61,564	17,112	66,479
神奈川県	横浜市	1,422,052	864,862	705,469	279,310	56,188	271,656
	川崎市	581,118	330,659	287,127	109,442	20,221	115,588
	相模原市	253,882	143,099	107,784	41,649	5,978	43,644
	3市計	2,257,052	1,338,621	1,100,380	430,401	82,387	430,888
新潟県	新潟市	363,813	204,849	117,833	37,494	11,250	50,047
静岡県	静岡市	282,844	175,838	124,816	39,431	11,118	54,084
	浜松市	294,593	185,493	125,049	43,040	10,272	53,510
	2市計	577,437	361,331	249,864	82,470	21,390	107,594
愛知県	名古屋市	1,021,911	591,547	486,147	150,213	57,772	200,892
京都府	京都市	765,828	382,235	248,620	76,367	28,485	102,820
大阪府	大阪市	1,651,156	842,840	636,066	128,745	116,154	278,507
	堺市	354,988	194,416	132,616	40,685	10,227	59,993
	2市計	2,006,145	1,037,257	768,683	169,430	126,382	338,500
兵庫県	神戸市	748,719	420,094	269,848	87,362	27,223	113,137
岡山県	岡山市	264,434	176,283	109,152	35,175	11,393	45,072
広島県	広島市	584,793	297,295	199,908	65,558	21,691	80,837
福岡県	北九州市	526,807	271,723	159,792	43,858	12,395	73,816
	福岡市	782,563	381,715	268,264	78,993	36,736	109,591
	2市計	1,309,370	653,438	428,056	122,850	49,132	183,407
熊本県	熊本市	275,599	162,039	93,863	32,632	8,982	38,916

(単位:人) (単位:km2)

人口	面積
1,904,319	1,121
1,020,241	784
1,223,954	217
937,146	272
3,629,257	437
1,388,481	143
700,923	329
5,718,661	909
802,778	726
713,640	1,412
791,710	1,558
1,505,350	2,970
2,182,154	326
1,382,113	828
2,543,137	222
838,675	150
3,381,812	372
1,512,109	552
691,955	790
1,164,654	905
974,691	488
1,422,831	341
2,397,522	829
725,005	390

(単位:円)

人口1人 当たり 税収額
145,526
155,341
177,784
181,844
194,384
206,792
153,774
192,419
146,781
174,900
157,947
165,984
222,783
179,884
250,111
158,126
227,299
178,458
157,745
171,646
163,941
188,542
178,541
129,466

- ※1 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債の合計額である。
- ※2 計数は超過課税及び法定外税を含む決算額であり、固定資産税には国有資産等所在市町村交付金を含む。
- ※3 熊本市は平成24年4月1日より指定都市となっている。
- ※4 人口は平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
- ※5 面積は「全国市町村要覧平成23年版(自治行政局市町村体制整備課作成)」によった。

指定都市所在道府県の税収等の状況（平成23年度決算）

道府県	歳入	(単位:百万円)					(単位:人)	(単位:km ²)	(単位:円)
		うち一般財源	うち道府県税	うち個人住民税	うち法人2税	うち地方消費税 (清算後)	人口	面積	人口1人 当たり 税収額
北海道	2,505,886	1,496,665	532,137	152,650	79,485	113,426	5,474,216	83,457	97,208
宮城県	1,972,490	804,694	226,456	59,671	47,873	45,156	2,302,706	7,286	98,343
埼玉県	1,630,492	1,181,017	692,737	278,561	109,424	118,421	7,149,503	3,798	96,893
千葉県	1,702,732	1,075,800	626,161	253,063	99,868	110,423	6,147,619	5,157	101,854
神奈川県	1,861,038	1,443,340	997,845	431,367	190,712	164,108	8,917,368	2,416	111,899
新潟県	1,138,840	650,562	232,484	64,427	44,845	46,679	2,364,632	12,584	98,317
静岡県	1,123,908	767,160	427,610	135,470	91,301	77,430	3,750,571	7,780	114,012
愛知県	2,160,786	1,360,823	906,211	308,873	203,068	157,099	7,263,173	5,165	124,768
京都府	913,365	556,602	263,236	90,069	59,214	53,649	2,542,740	4,613	103,525
大阪府	2,847,193	1,674,801	970,208	308,719	268,714	188,297	8,679,933	1,898	111,776
兵庫県	2,160,373	1,124,154	565,021	208,196	108,935	103,028	5,572,405	8,396	101,396
岡山県	711,038	453,285	191,108	58,434	38,532	36,356	1,931,586	7,113	98,939
広島県	921,438	621,817	294,054	97,142	62,010	57,268	2,846,680	8,480	103,297
福岡県	1,590,600	991,685	489,782	154,051	97,557	100,840	5,049,457	4,977	96,997
熊本県	766,401	456,843	152,123	44,200	25,498	34,687	1,822,331	7,405	83,477

※1 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債の合計額である。

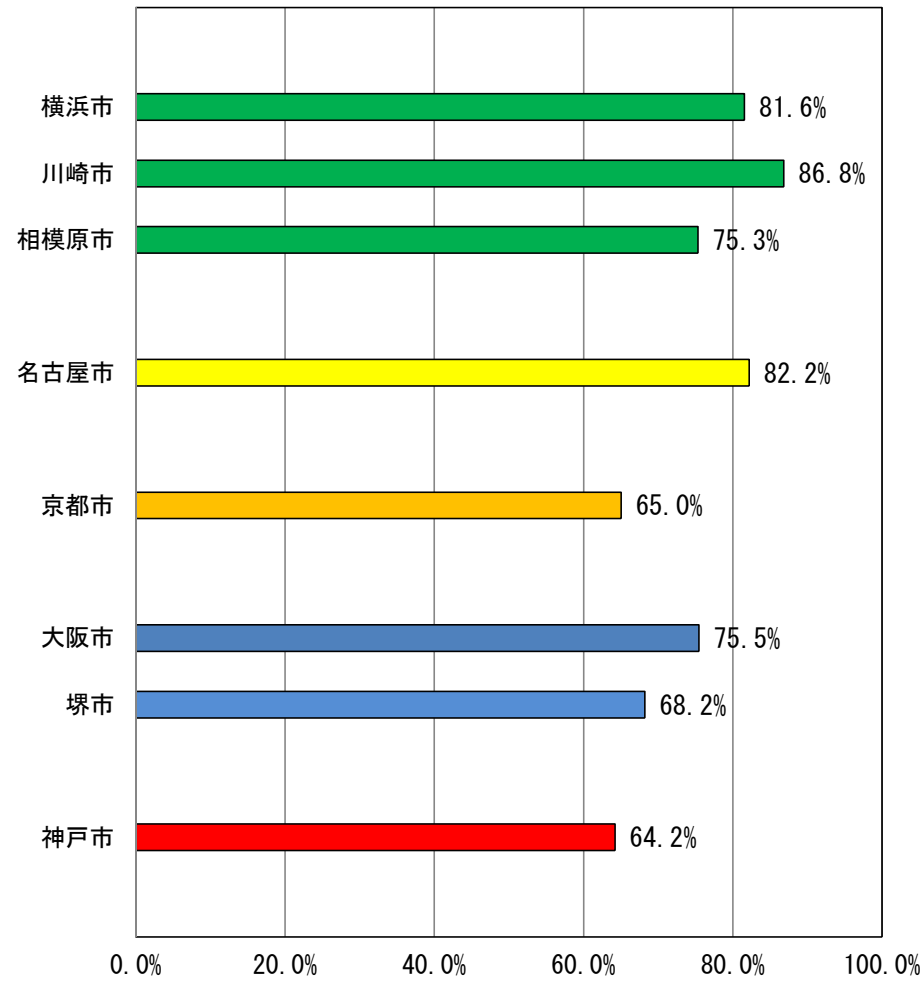
※2 計数は超過課税及び法定外税を含む決算額(地方消費税清算後)である。

※3 人口は平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。

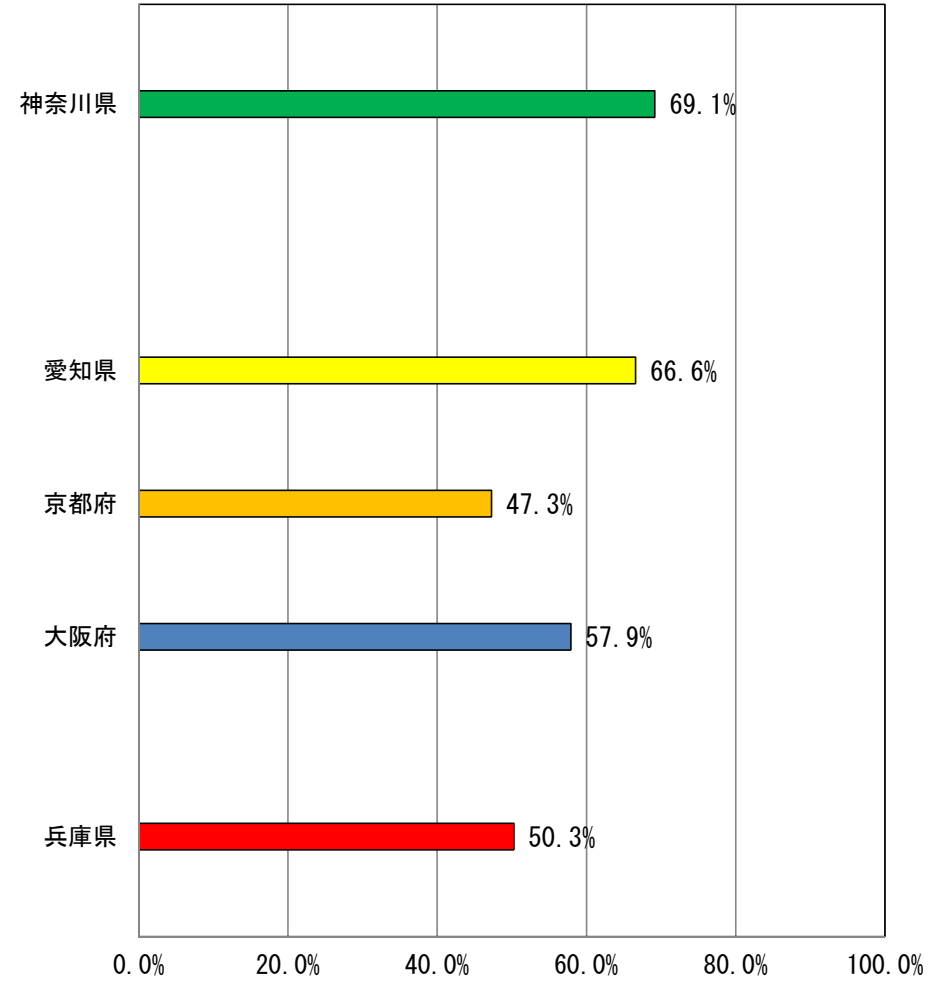
※4 面積は「全国市町村要覧平成23年版(自治行政局市町村体制整備課作成)」によった。

指定都市及び指定都市所在府県における一般財源に占める税収の割合（平成23年度決算）

< 指定都市 >



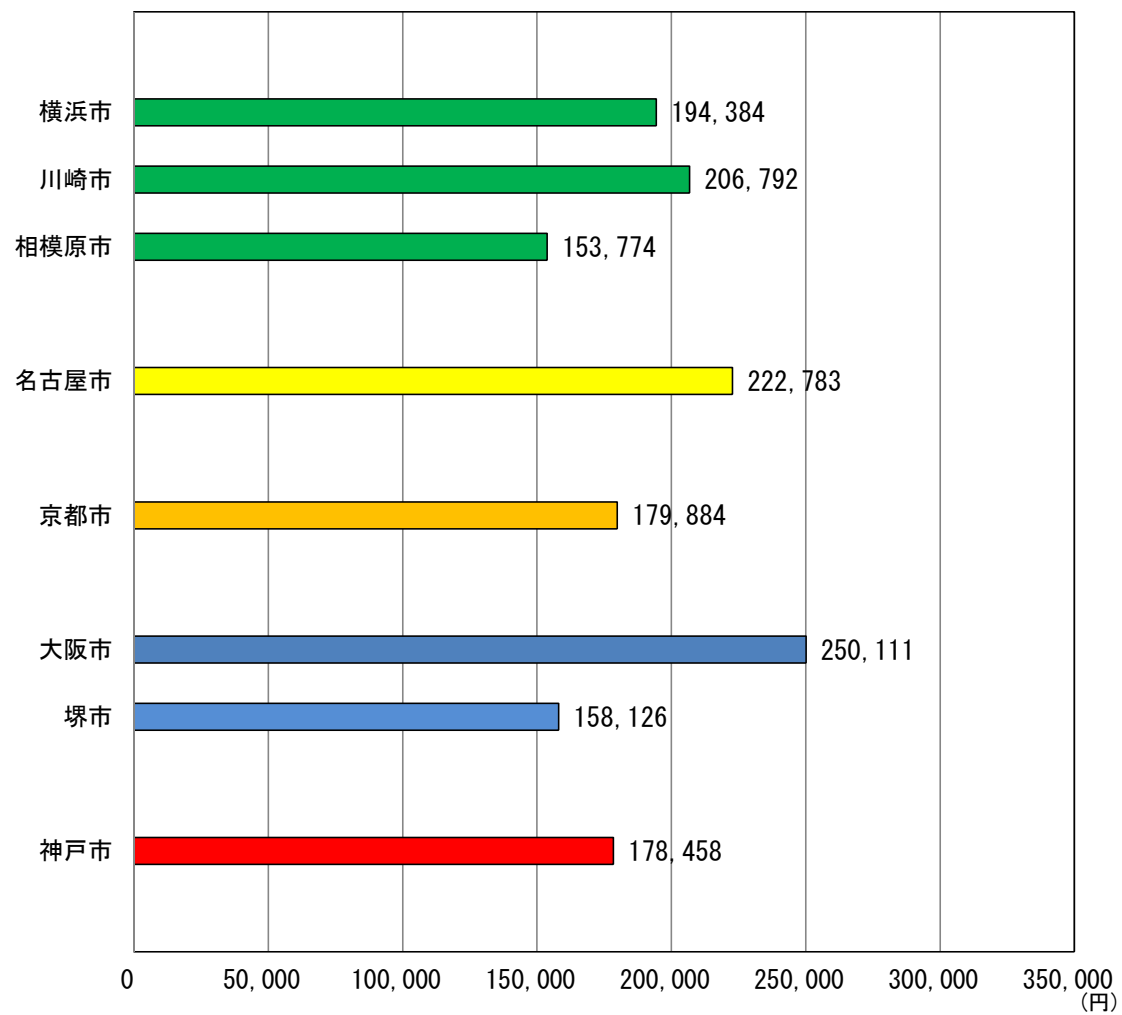
< 指定都市所在府県 >



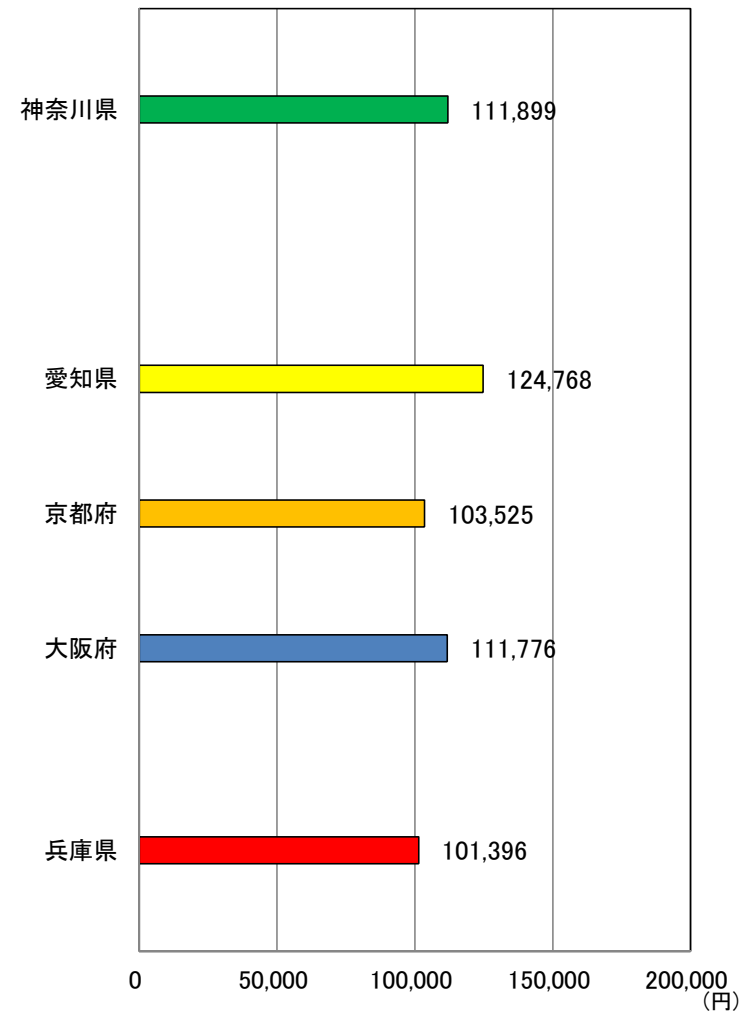
※ 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債の合計額である。

指定都市及び指定都市所在府県の人口1人当たりの税収額の状況（平成23年度決算）

< 指定都市 >



< 指定都市所在府県 >



所在道府県内の市町村税收等に占める指定都市の割合（平成23年度決算）

都道府県	団体名	歳入	うち一般財源					人口	面積	人口1人当たり 税收額の指数
			うち一般財源	うち市町村税	うち市町村税					
					うち個人住民税	うち法人住民税	うち固定資産税			
北海道	札幌市	28.4%	25.9%	40.2%	39.8%	45.7%	34.8%	1.3%	115.6	
宮城県	仙台市	37.1%	39.4%	56.5%	55.7%	73.0%	44.3%	10.8%	127.5	
埼玉県	さいたま市	19.7%	18.7%	20.4%	20.6%	28.7%	17.1%	5.7%	119.4	
千葉県	千葉市	18.0%	17.2%	18.0%	16.5%	25.9%	15.2%	5.3%	117.9	
神奈川県	横浜市	43.5%	43.5%	43.4%	44.4%	48.4%	40.7%	18.1%	106.6	
	川崎市	17.8%	16.6%	17.7%	17.4%	17.4%	15.6%	5.9%	113.4	
	相模原市	7.8%	7.2%	6.6%	6.6%	5.1%	7.9%	13.6%	84.3	
	3市計	69.1%	67.4%	67.7%	68.4%	71.0%	64.1%	37.6%	105.5	
新潟県	新潟市	29.0%	28.7%	37.0%	39.6%	41.3%	33.9%	5.8%	109.1	
静岡県	静岡市	20.3%	19.8%	20.0%	20.0%	22.4%	19.0%	18.1%	105.2	
	浜松市	21.1%	20.9%	20.0%	21.8%	20.7%	21.1%	20.0%	95.0	
	2市計	41.4%	40.7%	40.1%	41.8%	43.1%	40.1%	38.2%	99.8	
愛知県	名古屋市	37.7%	34.7%	35.9%	33.9%	48.0%	30.0%	6.3%	119.4	
京都府	京都市	62.3%	56.0%	61.9%	58.9%	71.0%	54.4%	17.9%	113.9	
大阪府	大阪市	43.8%	39.1%	41.6%	29.1%	64.5%	29.3%	11.7%	141.9	
	堺市	9.4%	9.0%	8.7%	9.2%	5.7%	9.7%	7.9%	89.7	
	2市計	53.2%	48.1%	50.3%	38.3%	70.1%	39.0%	19.6%	129.0	
兵庫県	神戸市	31.9%	29.1%	30.4%	29.4%	37.8%	27.1%	6.6%	111.9	
岡山県	岡山市	31.6%	31.5%	39.4%	41.8%	44.0%	35.8%	11.1%	109.9	
広島県	広島市	43.6%	38.2%	45.5%	46.6%	52.2%	40.9%	10.7%	111.3	
福岡県	北九州市	22.4%	20.9%	22.3%	19.5%	17.7%	19.3%	9.8%	115.8	
	福岡市	33.3%	29.3%	37.5%	35.0%	52.4%	28.2%	6.9%	133.2	
	2市計	55.7%	50.2%	59.9%	54.5%	70.1%	47.5%	16.7%	126.1	
熊本県	熊本市	33.6%	31.6%	47.0%	50.2%	50.0%	39.8%	5.3%	118.2	

※1 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債の合計額による割合である。

※2 計数は超過課税及び法定外税を含む決算額であり、固定資産税は国有資産等所在市町村交付金を含む。

※3 熊本市は平成24年4月1日より指定都市となっている。

※4 人口は平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。

※5 面積は「全国市町村要覧平成23年版(自治行政局市町村体制整備課作成)」によった。

※6 「人口1人当たり税收額の指数」は指定都市所在都道府県の人口1人当たり市町村税收額を100とした場合の当該指定都市の人口1人当たり税收額の指数である。

指定都市・中核市・特例市が実施する主な事務と交付税への反映①

指定都市	中核市	特例市	普通交付税 関係費目
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定 ・市街地開発事業に関する都市計画決定 ○ 土木行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の指定区間外の国道の管理 ・市内の県道の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の条例による設置制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域等における開発行為・建築等の許可 ・土地区画整理組合の設立の許可 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">道路橋りょう費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">都市計画費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">その他の土木費</div>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 文教行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文教行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の研修 	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">その他の教育費</div>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付 ・母子相談員の設置 ・母子・寡婦福祉資金の貸付け ・養護老人ホームの設置認可・監督等 ・生活保護審査支払業務等 ○ 保健所の設置（保健所設置市） <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施 ・飲食店営業等の許可 ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可 ・浄化槽設置等の届出 ・温泉の供用許可 	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">社会福祉費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">高齢者保健福祉費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">生活保護費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保健衛生費</div>
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 計量法に基づく勧告、定期検査 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">商工行政費</div>

指定都市・中核市・特例市が実施する主な事務と交付税への反映②

(基準財政需要額の増加額)

- 川崎市(指定都市)・奈良市(中核市)・鳥取市(特例市)において、県から指定都市等へ事務が移譲されたことによる事務の増加に伴う基準財政需要額の増加額を試算 (億円)

	神奈川県川崎市 (指定都市)	奈良県奈良市 (中核市)	鳥取県鳥取市 (特例市)
基準財政需要額 の増加額	142.8	23.0	0.3
(参考) 平成23年度 基準財政需要額	2,146.4	553.9	423.0

(参考) 基準財政収入額の増加額

(億円)

	神奈川県川崎市 (指定都市)	奈良県奈良市 (中核市)	鳥取県鳥取市 (特例市)
基準財政収入額 の増加額	37.9	—	—
(参考) 平成23年度 基準財政収入額	2,139.6	407.6	194.6

※ 自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金の増に伴う基準財政収入額の増加額を試算。

※ 中核市及び特例市には、基準財政収入額に係る特例がない

指定都市等の基準財政需要額の算定方法

基準財政需要額の算定において、都道府県が担う事務の一部を行っていること等による指定都市・中核市・特例市の財政需要は、測定単位や補正係数に反映している。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位(人口、道路の面積等)} \times \text{補正係数}$$

I 測定単位による場合 II 補正係数による場合

I 測定単位による場合

(例)道路橋りょう費(測定単位:道路の面積)の場合

- 指定都市については、当該団体の区域内にある国道(都道府県が管理することとされるものに限る。)及び都道府県道を管理することとされていることから、国道及び都道府県道分が加算された測定単位を用いる。(指定都市以外の道路法第17条第2項が適用される市も同様)

$$\text{道路橋りょう費に係る需要額} = \text{単位費用} \times \text{当該団体内の市道・都道府県道・国道面積} \times \text{補正係数}$$

II 補正係数による場合

(例)社会福祉費(測定単位:人口)の場合

- 指定都市は児童相談所の設置、母子相談員の設置等の事務を行うことから、これらの事務等に係る経費分を反映するために割り増した補正係数を用いる。

$$\text{社会福祉費に係る需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位(人口)} \times \text{事務等の増加に伴い割り増した補正係数}$$